

# 甘夏みかん収穫への第1歩 大島果樹オーナー制度



草刈りや古枝落としなどの作業をするオーナーのみなさん

大島果樹オーナーの第1回作業を7月15日、島内のみかん畑で実施。収穫への第1歩を踏み出しました。

この制度は、個人オーナー制度と異なり、甘夏みかん畑を共同で管理。収穫した甘夏みかんを持ち帰るだけでなく、来年4月までの期間中4回、栽培管理として農作業を体験します。その他にも、オーナー同士や地元島民との交流イベント、みかんの加工体験など、大島でのひとときを楽しめる内容で、本年度、市内外から59人の共同オーナーが誕生しました。

1回目の作業には57人のオーナーが参加。猛暑の中、体調に配慮しながら草刈りや古枝落とし、肥料やりなど、大島かんきつ部会の指導を受けながら約40分かけて作業をしました。

親子で参加した平川昌孝くん(小学5年生)と恵子さん(40歳代)は、久留米市から初めて大島へやって来ました。「昨年、友達の山で体験したみかん狩りがとても楽しかったので、オーナー制度に応募しました。みかんが大好きなので、収穫を楽しみにしています」と恵子さん。昌孝くんは「今日は、作業が終わったら海水浴をして帰ります。次回は釣りもしたいです」と笑顔で話してくれました。



沿道からの勢い水を浴びながら威勢良く駆け抜ける大島山笠

飯塚市の川上彰子さん(60歳代)と清里さん(40歳代)も親子で参加。「こういう機会がないと行かないと思い、初めて大島へ来ました。暑い中での作業でしたが、みんなの協力であっという間にきれいになりました。オーナー同士だけでなく、島の人たちとの交流も楽しみです」。

昼食会場となった大島コミセンでは、「焼き魚がおいしい」と声上がるなど、地元民の特製弁当に舌鼓。2回目の作業後に予定されているパーベキュー交流会が話題に上がるなど、一緒に作業した後で和やかな雰囲気となりました。その後は、当日開催された大島山笠を見学するなど、思い思いの1日を大島で過ごしました。

大島は、かんきつ類の栽培が盛んな島で、特に、甘夏みかんの木が多くあります。しかし、近年は担い手の高齢化や減少などによってみかん畑の荒廃が進んでいます。そこで、打開策として、また、島内外の交流による島の活性化を

目的に、大島の特産品である甘夏みかんを活用した栽培体験型果樹オーナー制度を開始。今回のみかん畑も、甘夏みかんの木があったものの、竹の侵入などで荒廃した畑を、大島かんきつ部会のメンバーが中心となって再生したものです。生まれ変わったみかん畑で、果樹オーナー制度が新たな交流の源となりました。

■問い合わせ先 元気な島づくり課推進係 ☎(36)1725



## 特産品開発を応援

●主催 むなかた地域農業活性化機構  
●内容 地域産農産物を生かした特産品開発に對して、経費の一部を助成(上限20万円)

- 対象 宗像・福津市在住の個人、団体、法人
- 応募要件 ①宗像・福津市産農産物を主材料にしている ②新たに開発する商品(既存商品の改良も可) ③他の同趣旨の助成事業の交付を受けていない
- \*募集要項と必要書類などの詳細は、同機構 <http://www.inna.go.jp>にて確認を
- 申込締切日 9月12日(木)
- 問い合わせ先 同機構(JAホール内) ☎(36)7883

宗像市消費生活センター  
**転ばぬ先の杖**  
☎(33)5454  
でばんじちゃん

## 携帯電話の「名義貸し」は法律違反です!

絶対によめましょう

携帯電話の「名義貸し」の背景には、「振り込め詐欺」やオークションなどの「人気携帯電話機種格安販売」などがあります。安易な「名義貸し」は、知らないうちに法律違反(携帯電話不正利用防止法)になる場合もあるので注意

が必要で、(※1)第三者が、商品の購入や借金を申し込むとき、その人の代わりに名前を貸して契約をすること

「ある」と誘われた。「料金の負担もなく、迷惑も一切かけない」との説明だが大丈夫だろうか。(20歳代・女性)



「迷惑をかけない」という口約束だけを信じ、安易に「名義貸し」をすると、法律上の全責任を負うことになり、利用料金は、あくまでも契約名義人に請求されます

短期間で解約する場合、複数年契約を継続することで、割引になる料金プランを設定している場合、解約料が発生

「迷惑メールの送信などに利用されれば、違法行為に該当している」とみなされ、法的責任が生じる場合もあります



## 携帯電話不正利用防止法

「名義貸し」でも携帯電話会社と契約が成立している限り、契約名義人宛てに料金が請求されます

「迷惑をかけない」という口約束だけを信じ、安易に「名義貸し」をすると、法律上の全責任を負うことになり、利用料金は、あくまでも契約名義人に請求されます

携帯電話を第三者に譲渡するときは(親族を除く)、あらかじめ、携帯電話事業者の承諾が必要です。承諾を得ずに有償で譲渡すると、処罰されます。勧誘や広告行為も同様に処罰されます

## 公売会

## むなかた

市では、平成23年度から、市税の滞納処分で差し押さえた動産の公売を、積極的に実施しています。税収の確保と納期

内納付者のため、今後も滞納処分を強化していく予定です。差し押さえた動産は、公売会以外に適時「期間入札公売」や「インターネット公売」でも出品されています。市民のみなさんの入札を待っています。



前回実施した公売会の様子

●公売の目的  
▽差し押さえた動産の売却で市税などの滞納金額を減らす  
▽滞納すると、

- 「差押(滞納処分)」↓換価(取立、公売など)↓市税などの滞納金額に充てる」という流れを、市民のみなさんに理解してもらおう
- 日程 8月26日(月)
- 時間 開場 午後1時30分 入札 同2時30分 同2時40分
- 会場 市役所北館1階・103会議室
- 持参品 印鑑、代金(運転免許証、健康保険証など)
- 詳細は問い合わせ先
- 問い合わせ先 収納課 ☎(36)5392
- 当日の問い合わせは、☎090(2714)9417へ